

高収益作物次期作支援交付金フローチャート

りんご農家用

りんご農家の方は、以下のフローチャートにより、ご自身が交付金の交付対象に該当するかどうかご確認ください。野菜・花き・茶を生産されている方は裏面も併せてご覧ください。



Q 1 昨年産（令和元年産）のりんごについて、農協への出荷実績がありますか？

はい

いいえ

Q 2 ふじなどの晩生種を出荷しましたか？

はい

いいえ

りんごは交付対象外です。

Q 3 農協以外のルートで、令和2年2月～4月の間にりんごの出荷実績がありますか？

はい

いいえ

りんごは交付対象外です。

Q 4 耕作しているすべての農地の権利設定が適切になされていますか？

はい

適切な権利設定が行われていない場合は交付対象外となります。
まずはお早めに市農業委員会事務局にお問い合わせください。
(手続に必要な書類の提出締切は8月27日までです。)

Q 5 今年産（令和2年産）もりんごの生産・出荷を継続していますか？

はい

いいえ

りんごは交付対象外です。

○交付対象者に該当します。

*りんごのほか、りんご以外の果樹（例：モモ、ブドウ）を生産・出荷する方は、それら果樹も対象品目となります。

○下記の書類に必要事項を記入して事務局に提出してください。（交付対象外の方は提出不要です。）

- ①□申請書（様式6-1）
- ②□取組計画書（様式6-2）
- ③□営農状況確認票
- ④□【2万円/10aメニューの申請希望者のみ】営農状況確認票（追加確認シート）
- ⑤□【弘果出荷の方のみ】令和2年2月～4月の間に出荷したことの証明書類の写し（例：仕切り書、出荷伝票など）※仕切書や出荷伝票が複数枚あっても提出はいずれか1枚で可。

記入例をよくご確認いただき、記載漏れや誤りの無いようご注意ください。



野菜・花き・茶の生産者は裏面もご確認ください。

高収益作物次期作支援交付金フローチャート

野菜・花き・茶農家用

野菜・花き・茶農家の方は、以下のフローチャートにより、ご自身が交付金の交付対象に該当するかどうかご確認ください。りんごを生産されている方は表面も併せてご覧ください。



Q 1 昨年産（令和元年産）の野菜・花き・茶について、令和2年2月～4月の間に、農協への出荷実績がありますか？

はい

いいえ

Q 2 農協以外のルートで、令和2年2月～4月の間に野菜・花き・茶の出荷実績がありますか？

はい

いいえ

野菜・花き・茶は交付対象外です。

Q 3 耕作しているすべての農地の権利設定が適切になされていますか？

はい

いいえ

適切な権利設定が行われていない場合は交付対象外となります。
まずはお早めに市農業委員会事務局にお問い合わせください。
(手続に必要な書類の提出締切は8月27日までです。)

Q 4 今年産（令和2年産）も野菜・花き・茶の生産・出荷を継続していますか？（野菜・花き・茶であれば前作と品目・品種が変更になっていても可）

はい

いいえ

野菜・花き・茶は交付対象外です。

○交付対象者に該当します。

※昨年産と今年産で品目・品種が異なっていても交付対象となります。例えば、令和2年2月にホウレンソウを出荷し、今年産はトマトやニンニクを作付けていても、交付対象となります。

○下記の書類に必要事項を記入して事務局に提出してください。（交付対象外の方は提出不要です。）

- ①□申請書（様式6-1）
- ②□取組計画書（様式6-2）
- ③□営農状況確認票
- ④□【2万円/10aメニューの申請希望者のみ】営農状況確認票（追加確認シート）
- ⑤□【弘果出荷の方のみ】令和2年2月～4月の間に出荷したことを証明できる書類の写し（例：仕切り書、出荷伝票など）※仕切書や出荷伝票が複数枚あっても提出はいずれか1枚で可。

記入例をよくご確認いただき、記載漏れや誤りの無いようご注意ください。



りんごの生産者は表面もご確認ください。

弘前市農業再生協議会